

## 権利消滅に関する契約書

金 \_\_\_\_\_ 円

埼玉県が施行する（路線・河川名等） \_\_\_\_\_ 地内 \_\_\_\_\_ 工事のために必要な土地に関する所有権以外の権利について、権利者 \_\_\_\_\_ を甲とし、埼玉県を乙として、下記条項により権利消滅に関する契約を締結する。

### 記

（契約の主旨）

- 第1条** 甲は、別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）に係る所有権以外の権利（以下「権利」という。）を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消するものとする。）、土地に物件（甲が、移転することにつき権原を有しない物件を除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。
- 2** 乙は、頭書の金額を下記内訳により甲に支払うものとする。

### 頭書の金額の内訳

権利消滅補償金	金 _____ 円
別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金	金 _____ 円

（履行期限等）

- 第2条** 甲は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消するものとする。）、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、同日までに当該物件を移転するものとする。

（必要書類の提出）

- 第3条** 甲は、乙が権利消滅に必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を速やかに乙に提出するものとする。

（補償金の支払）

- 第4条** 甲は、次の各号のすべてに該当したときは、第1条第2項の甲に支払う金額のうち前金として、金 \_\_\_\_\_ 円を乙に請求することができる。

- 一 土地の所有者と乙との間に土地売買契約が成立したこと。
  - 二 土地に存する甲の所有に係る建物の全部又は一部を借りしている者（以下「借家人」という。）がいる場合においては、当該借家人と乙との間に借家人補償契約が成立したこと。
  - 三 土地が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供されている場合においては、当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立したこと。
  - 四 前条の規定により、甲が乙に書類を提出したこと。
- 2 甲は、次の各号のすべてに該当したときは、第1条第2項の甲に支払う金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額、金\_\_\_\_\_円を乙に請求することができる。
- 一 権利が消滅したこと（権利が登記されているときは、当該登記の抹消を含む。）。
  - 二 土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、当該物件の移転が完了したこと。
- 3 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

- 第5条** 甲は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙の同意を得たものについては、この限りではない。
- 一 権利及び物件を第三者に譲渡すること。
  - 二 権利及び物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
  - 三 土地に物件を設置すること。
  - 四 土地の形質を変更すること。
- 2 甲が、前項の規定に違反して乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

（契約の解除）

- 第6条** 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 甲が、前条第1項の規定に違反したとき。
  - 二 甲が、第2条に規定する期限までに契約履行しないとき。
  - 三 第2条に規定する期限までに土地の所有者と乙との間に土地売買契約が成立しないとき。
  - 四 土地に係る権利者で甲以外の者が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者と乙との間に補償契約が成立しないとき。
  - 五 土地に存する甲の所有に係る建物に借家人がいる場合において、第2条に規定する期限までに借家人と乙との間に補償契約が成立しないとき。
  - 六 土地が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供されている場合において、引渡期限までに当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立しないとき。

(違約金)

第7条 甲は、この契約の履行が第2条に規定する期限後となったときは、遅滞日数に応じ、頭書の金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を違約金として乙に支払わなければならない。ただし、違約金額が100円に満たないときは、この限りではない。

(損害賠償)

第8条 甲は、自らの債務不履行により、乙に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

(残留物件の処理)

第9条 第2条に規定する期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって、当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(公租公課の負担)

第10条 甲が建物を所有していたことにより課せられる公租公課は、甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第11条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から、異議の申立てがあったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

甲

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

乙

氏 名 \_\_\_\_\_ 印